政策NEWS

2020年3月30日 第2020-09号

【発 行】 J Α Μ 【発行責任者】中 井 寛 哉

集】総合政策グループ

Tel 03-5860-6150

E-Mail: seisaku@jam-union.jp

※アドレスが変わりました。

特例措置のさらなる拡大へ 雇用調整助成金

3月28日、厚生労働省は、新型ウイルス感染 症 (COVID-19) により影響を受ける事業主を支 援するため、雇用調整助成金の特例措置の更な る拡大を今後行う予定であると発表しました。

緊急対応期間は本年4月1日から6月30日ま でとし、詳細については、あらためて公表され ます。

緊急対応期間として4月1日から6月30日ま で、全国で実施されます。生産指標要件が10% から5%への緩和や助成率も中小企業・4/5、 大企業2/3などの措置が実施予定です。※解雇 等を行わない場合は9/10(中小)3/4(大企業)

特例措置の拡充にあわせて、手続き等の簡素 化も行うようになっています。また、教育訓練 の内容に応じて加算額を引き上げる措置も別途 講じる予定です。今後、詳しい内容が発表され 次第、お知らせします。

〇厚生労働省: 3月28日報道発表 ※厚労省: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10551.html

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

別紙

雇用調整助成金 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

	新型コロナウイルス感染症特例措置		
特例以外の場合の 雇用調整助成金	現行 (一般的な場合)	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施	(参考)リーマンショック時
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なく された事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主(全業種)	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主(全業種)	経済上の理由により、事業活動の縮小を 余儀なくされた事業主(全業種)
生産指標要件 (3か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (<u>1か月5%以上低下</u>)	生産指標要件緩和 (3か月5%以上低下)
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める	被保険者が対象
助成率 2/3(中小)1/2(大企業)	据え置き	4/5(中小)、2/3(大企業) <u>(解雇等を行わない場合は9/10(中小)、</u> 3/4(大企業))	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、 3/4(大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日~5月31日まで)	計画届の事後提出を認める (1月24日〜 <u>6月30日まで</u>)	やむを得ないと認められる場合は、 事前に提出があったものとみなす
1年のクーリング期間が 必要	クーリング期間の撤廃	同左	クーリング期間の撤廃
6 か月以上の被保険者期間 が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左	被保険者期間要件の撤廃
支給限度日数 1 年100日、3 年150日	同左	同左+上記対象期間	3 年300日

- 1 上記の拡充にあわせて、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行うこととする 2 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を引上げる措置を別途講じる